資料３

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

役員報酬等規程（案）の概要

平成２８年１２月

１　常勤役員への報酬等について

「給料」、「通勤手当」及び「賞与」を支給する。「退職手当」は原則支給しない。

1. 給料

　　　　　理事長　　　　　　給料月額・・・８０７，３００円以内

　　　　副理事長・理事　　給料月額・・・６９１，７００円以内

　　　※役員に就任する者の経歴等を勘案し、設立団体の長と協議のうえ理事長が決定する。

　②　賞与

　　　　共通

○毎年６月１日、１２月１日在職者に対して支給する。

　　　　　○賞与の額は、給料＋給料×２０／１００に、次の割合を乗じて得た額とする。

　　　６月・・・１００分の１８５、１２月・・・１００分の２００

※賞与の額を定めるに当たっては、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会が行う業績評価の結果を踏まえ、賞与の額の１００分の１０の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

　　③　通勤手当

　　　共通

○職員の例による（定期券等相当額）

④　退職手当

共通

○法人の職員から引き続いて常勤の役員となった場合等に限って支給。

（職員としての退職手当を受けずに常勤の役員となる場合）

２　非常勤役員について

「非常勤役員手当」を支給する。（通勤に要する費用相当額も支給）

監事　　　　　　 非常勤役員手当（日額）・・・３０，０００円

３　その他

職員が役員を兼ねる場合は非常勤の役員とするが、非常勤役員手当を支給せず、職員の

給与を支給する。

地方独立行政法人大阪産業技術研究所役員報酬等規程（案）

制定　平成２９年４月１日

　　規程第○○号

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤に要する費用弁償とする。ただし、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職員給与規程（平成２９年規程第〇〇号。以下「以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねる場合は、職員給与を支給することとし、役員の報酬を支給しない。

（報酬等の支給日）

第３条　常勤の役員の報酬の支給日は、給料、通勤手当については、職員給与規程第４条第２項、賞与については、地方独立行政法人大阪産業技術研究所期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成２９年規程第○○号。以下「期末手当及び勤勉手当に関する規程」という。）第２条第１項の規定の例による。

２　非常勤の役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所非常勤職員就業規則（平成２９年規程第〇〇号）第２０条第２号の規定の例による。

（給料）

第４条　常勤の役員の給料の月額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 給料の月額 |
| 理事長 | ８０７，３００円以内 |
| 副理事長・理事 | ６９１，７００円以内 |

２　前項の給料の月額は、役員に就任する者の経歴等を勘案し、設立団体の長と協議のうえ理事長が決定する。

（通勤手当等）

第５条　通勤手当の額及び支給に関しては、職員給与規程第１６条及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所職員通勤手当規程（平成２９年規程第〇〇号）の規定を準用する。

２　常勤の役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤の役員として引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。

３　任期満了後再任された常勤の役員は、引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。

（賞与）

第６条　賞与は、毎年６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

２ 賞与の額は、基準日現在において受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の１８５、１２月に支給する場合においては１００分の２００を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて期末手当及び勤勉手当規程第２条第２項に定める割合を乗じて得た額とする。

３ 前項の賞与の額を定めるに当たっては、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の１００分の１０の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

４　第２項に規定する在職期間には、大阪府職員又は大阪市職員（以下「府職員又は市職員」という。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の府職員又は市職員としての在職期間を含むものとする。

５　賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

（日割計算）

第７条　新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

２ 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

３ 役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

４ 第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（非常勤役員手当）

第８条　非常勤役員手当の額は、日額３０，０００円とする。

２　前項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第９条　役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うことができる。

２　前項前段の規定にかかわらず、役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（端数の処理）

第１０条　この規程により計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（準用）

第１１条　役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

（退職手当）

第１２条　役員の退職手当については、次項又は次条の規定による場合を除き、支給しないものとする。

２　法人の職員から引き続いて常勤の役員となった場合におけるその者の常勤の役員としての引き続いた在職期間には、その者の法人の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、当該役員が退職した場合における退職手当の額は、常勤の役員としての引き続いた在職期間を地方独立行政法人大阪産業技術研究所職員の退職手当に関する規程（平成２９年規程第〇〇号。以下「職員退職手当規程」という。）第７条第１項に規定する在職期間とみなして職員退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職の日における給料月額については、常勤の役員となった日の前日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、常勤の役員が定年退職者等であるとき、又は地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第１７条第２項第２号及び同条第３項の規定により解任されたときは、退職手当は、支給しない。

（府職員又は市職員から常勤の役員となった者に係る退職手当の特例）

第１３条　府職員又は市職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員（非常勤の役員を除く。以下この条において同じ。）となるため府職員又は市職員を退職（定年による退職を除く。以下この条において同じ。）し、かつ、引き続いて常勤の役員となった場合におけるその者の常勤の役員としての引き続いた在職期間には、その者の府職員又は市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

２　前項の規定に該当する常勤の役員が退職し、かつ、引き続いて府職員又は市職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

３　第１項の規定に該当する常勤の役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、当該退職の日に府職員又は市職員に復帰し府職員又は市職員として退職したものと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例（昭和４０年大阪府条例第４号。以下「大阪府退職手当条例」という。）又は職員の退職手当に関する条例（昭和２４年大阪市条例第３号。以下「大阪市退職手当条例」という。）を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当をその者に支給する。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第１項の規定に該当する常勤の役員となるため退職した日における府職員又は市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、大阪府退職手当条例第7条第１項又は大阪市退職手当条例第７条第１項に規定する在職期間に含むものとする。

（補則）

第１４条　この規程に定めるもののほか、役員の報酬及び退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。